

## 土壌環境施策に関するあり方懇談会（第1回）

1. 日 時 平成19年6月15日（金）13:30～16:05
2. 場 所 環境省第1会議室
3. 出席委員
- |     |    |     |
|-----|----|-----|
| 座 長 | 高橋 | 滋   |
| 委 員 | 石渡 | 秀雄  |
|     | 大塚 | 直   |
|     | 荻原 | 勉   |
|     | 奥村 | 彰   |
|     | 嘉門 | 雅史  |
|     | 栗原 | 明広  |
|     | 佐藤 | 泉   |
|     | 佐藤 | 雄也  |
|     | 正保 | 剛   |
|     | 鈴木 | 一男  |
|     | 中杉 | 修身  |
|     | 早瀬 | 保行  |
|     | 廣田 | 裕二  |
|     | 藤井 | 良広  |
|     | 前川 | 統一郎 |

（欠席は、神谷委員、細見委員）

### 4. 委員以外の出席者

環境省

竹本水・大気環境局長、寺田水環境担当審議官、岡部総務課長、坂川土壌環境課長、高澤土壌環境課課長補佐、佐藤土壌環境課課長補佐、中山土壌環境課課長補佐、佐藤地下水・地盤環境室室長補佐

### 5. 議 題

- （1）懇談会の開催について
- （2）土壌汚染対策法の施行状況及び主要な課題について
- （3）ブラウンフィールド問題について
- （4）搬出汚染土の処理の実態について
- （5）今後の進め方について

### 6. 議 事

（坂川土壌環境課長）

定刻になりましたので、ただいまから土壌環境施策に関するあり方懇談会を開催させていただきます。私は環境省土壌環境課長の坂川でございます。よろしくお願いいたします。座長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

まず最初に、水・大気環境局長の竹本より、ごあいさつ申し上げます。

（竹本水・大気環境局長）

環境省水・大気環境局長の竹本でございます。委員の先生方におかれましては、本日大変御多

用のところ、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。平素よりこの私どもの環境行政に当たりまして、御指導をいただいておりますことを、この場をおかりしまして、御礼を申し上げたいと思います。

土壤汚染対策の課題でございますが、土壤汚染対策法が平成14年に制定されまして、翌平成15年から施行に移されてきておりまして、本年は施行後ちょうど5年目に当たるわけでございます。この法律の施行の後、土壤汚染の実態調査、またそれに基づきます対策が全国的に展開してきたところでございます。また、社会全体の土壤汚染問題に対する関心も大変高くなってきたところでございます。土壤の汚染の状況というのは、土地の資産価値の評価を決める重要なポイントとなってきておりまして、土地取引にも密接に関連しているということで、この土壤汚染問題というのは環境問題のみならず、経済社会的な課題となってきておると。それがこの社会全体のまた大きな関心と呼んでおるといような状況にあると思われまます。

こうした状況の中、これまで実際に展開されてきました対策の事例、また調査の事例なども踏まえまして、これまでの課題についてもぜひこの時点で整理をしてみたい。そして今後の対策のあり方などにつきましても幅広く御検討をお願いしたい、こういうことで本日の懇談会の開催に至った次第でございます。委員の先生方におかれましては、専門のお立場から幅広くご議論をいただきまして、今後の土壤汚染に係る政策展開に当たりまして、御指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、私の冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(坂川土壤環境課長)

それでは取材のカメラの方はここまでということでよろしくお願いいたします。

今回が初めての懇談会ということになりますので、委員の先生方の御紹介をさせていただきます。この懇談会の委員名簿が資料1として用意されておりますので、そちらを御参照いただきたいと思ひます。五十音順に並んでおりますので、この順に御紹介させていただきます。

東京都環境局環境改善部長、石渡委員です。

早稲田大学法学学術院教授、大塚委員です。

土壤環境センター会長代理、荻原委員です。

日本経済団体連合会環境管理ワーキンググループ座長、奥村委員です。

次の神谷委員は、本日御欠席でございます。

京都大学地球環境学堂長、嘉門委員です。

不動産協会事務局長代理、栗原委員です。

佐藤泉法律事務所、佐藤泉委員です。

中央大学理工学部教授、佐藤雄也委員です。

日本鉄鋼連盟土壤・水質分科会主査、正保委員です。

千葉県環境生活部次長、鈴木委員です。

一橋大学大学院法学研究科教授、高橋委員です。

上智大学大学院地球環境学研究科教授、中杉委員です。

三井住友銀行投融資企画部長、早瀬委員です。

日本不動産研究所環境プロジェクト室長、廣田委員です。

上智大学大学院地球環境学研究科教授、藤井委員です。

細見委員は、本日御欠席でございます。

国際航業常務執行役員、前川委員です。

以上、18名の先生方に委員をお願いしております。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。先ほどごあいさつ申し上げました竹本局長

の隣が、寺田水環境担当審議官です。

次に岡部水・大気環境局総務課長です。

土壌環境課課長補佐の高澤です。

同じく課長補佐の佐藤です。

同じく課長補佐の中山です。

地下水・地盤環境室室長補佐の佐藤です。

また、本日は関係省庁から、国土交通省、経済産業省、厚生労働省の担当の方も傍聴させていただいております。

それでは議事の前に、本日の配付資料について確認させていただきます。本日の配付資料は、まず議事次第と書かれました1枚の紙がございまして、この裏に配付資料一覧があります。まず資料1が、今ごらんいただきました委員名簿です。資料2が開催要領、そしてその資料2の裏が資料3になっておりまして、運営方針について(案)というものです。それから資料4が土壌汚染対策法の施行状況及び主要な課題について、資料5がブラウンフィールド問題について、資料6が搬出汚染土の処理の実態について、資料7が今後のおおまかなスケジュール(案)です。

それから参考資料として、「土壌汚染対策法のしくみ」というパンフレット、それから土壌汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について(中間とりまとめ)の報告書が本日の配付資料でございます。もし足りないものがありましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それから、本日は委員の先生方、お2人に1本の割合でマイクが設置されておりますので、御発言の際にはそれをお使いいただければと思います。今スイッチが恐らくオフになっていると思いますので、御発言の際にオンにさせていただいて、それで御発言をお願いいたします。

それでは、まずこの懇談会の議事運営のためには座長を選出させていただく必要がございますので、その点についてお願いいたします。事務局といたしましては、これまでこの分野で御指導をいただいてまいりました一橋大学の高橋先生に座長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。よろしいでしょうか。

(了 承)

(坂川土壌環境課長)

どうもありがとうございます。それでは高橋委員にお願いしたいと思っておりますので、座長席の方にお移りいただきたいと思っております。

それでは、以後は高橋座長に議事進行をお願いいたします。

(高橋座長)

座長をおおせつかりました一橋大学の高橋でございます。よろしくをお願いいたします。以降は座って進行させていただきます。

早速、では議事に入らせていただきたいと思います。まず議題の最初でございますが、この懇談会の開催についてでございます。事務局より本懇談会を開催するに当たりまして、趣旨や目的などの開催要領、さらには懇談会の運営方針について説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(坂川土壌環境課長)

それでは、資料2をごらんください。これが本懇談会の開催要領でございますので、これをまず御説明いたします。

まず目的でございますが、土壤汚染対策法が施行されてから5年目を迎えるわけでありまして、この間、法律に基づく調査、対策、またさらには条例や一般の土地取引でも調査対策が広く実施されるようになっております。一方で法の施行を通して浮かび上がってきた課題、また、法制定時に指摘されてきた課題、そういったものを整理検討することが必要な時期に来ているわけでございます。また、土壤汚染は土地の資産価値に影響を与える問題でもありますので、経済社会の各方面の実態をよく把握していくことが重要であります。このため、土壤汚染に関する現状を把握し、それを踏まえて土壤汚染対策の新たな施策のあり方を検討するために、施策展開に向けた現状把握、課題の整理等を行っていくことを目的として、本懇談会を開催するものでございます。

また、2番の構成でございますが、まず(1)にありますように、この懇談会は、水・大気環境局長が依頼した委員をもって構成しているところでございます。また(2)にありますように、必要な場合には臨時委員を置くことができるとしております。また、さらに検討事項に係る者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする、このように定めております。

3番が検討事項であります、三つあります。まず(1)が土壤汚染に関する施策のあり方について。(2)が汚染地から搬出される汚染土の適正な処理の確保について。(3)が土壤汚染のために有効に利活用されない土地、いわゆるブラウンフィールドでございますが、これに関する適切な対応について、この三つでございます。

4番が、座長についてでございますが、懇談会には座長を置きまして議事運営に当たっていただきます。また、座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行することとしております。

また5番であります、委員が会議に出席できない場合、座長の了解を得て代理人が出席することを認めるとしてあります。

また、庶務は環境省の土壤環境課において行います。

以上が開催要領でございます、その裏の資料3をごらんいただきたいと思います。

本懇談会の運営方針についてお話ししたいと思います。

まず最初に会議の公開についてでございます。実は本日はもう既に公開で行っているところでございますけれども、この会議については原則として公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には非公開とするものとする。(2)としまして、座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

また2番が会議録、いわゆる議事録でございますが、これについてでございます。公開した会議の会議録及び議事要旨は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、公開するものとする。

3、その他といたしまして、上記のほか会議、会議録及び議事要旨の公開に必要な事項は、座長が定めることができるものとする。このような運営方針でいかがかと思っております。

以上で、御説明を終わります。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは、今、事務局から御説明がありました、懇談会の運営方針の(案)について、決定させていただきたいと思っております。今御紹介いただきました資料3の懇談会の運営方針について、御質問等がありましたらお願いいたします。御意見等もあわせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

(なし)

(高橋座長)

御異議がございませんようですので、この運営方針を懇談会決定といたしまして、これに従って、以降の議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き座長代理を決めさせていただきたいと思います。今、御説明がありました資料2の開催要領には、「座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。」というふうでございます。これに基づきまして、私といたしましては、きょう御欠席ではございますが、細見委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了 承)

(高橋座長)

では、事務局からよろしくお伝えください。お願いいたします。

それでは、さらに続きまして、具体的な内容の方に入らせていただきます。

本日は、第1回目ということもございますので、まずは土壤環境をめぐる状況について御説明させていただきたいと思います。まず土壤汚染対策法の施行状況及び主要な議題についてでございます。これにつきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

それでは、資料4をごらんください。土壤汚染対策法の施行状況及び主要な課題についてでございます。現在までの法律の施行状況、それからこれから検討が必要と考えられる主要な検討につきまして御説明したいと思います。

1ページの下に土壤汚染対策法の概要、水色のものがございます。最初に「調査」という欄がありますが、法律で土壤汚染調査が求められる場合は、二つの場合です。一つ目が有害物質使用特定施設の使用の廃止時に、土壤汚染調査をしなければなりません。またこれに加えまして、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県が認めるときに、都道府県が調査を命じた場合に、土地所有者が調査を求められます。調査の結果、汚染の状況が指定基準に適合しない場合には、土地のうち汚染区域が指定区域として指定されます。指定区域になりますと、土地の形質変更に、一定の制限がかかります。形質変更をしようとする者は、都道府県に事前の届け出が必要になります。届け出内容が適切でない場合、都道府県が計画の変更を命令できる仕組みです。

また、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき、例えば一般人が立ち入る場合ですとか、または地下水の飲用をしている場合ですけれども、都道府県が汚染の除去等の措置を命ずることができる仕組みになっております。こうして指定区域に指定された後で、土壤汚染対策が実施された場合に、汚染の除去の方法が行われた場合、この対策方法ですと、汚染土壤が後に残りませんので、指定区域の指定は解除されます。それ以外の盛土とか舗装などの対策方法ですと、対策が施されても汚染土壤はそのまま後に存在しますので、指定区域の指定として引き続き管理されます。

それでは裏のページの方をごらんいただければと思います。「土壤汚染対策法第3条の施行状況について」という表題です。これは有害物質使用特定施設の使用の廃止時に、土壤汚染の調査をしなければならないわけですけれども、その施行後の4年間の状況について、どの程度調査が行われたかというものです。

まず、有害物質使用特定施設の使用の廃止件数ですが、これが4年間で3,102件ございました。このうち法第3条調査の実施をしたものは、実施済みが618件、また2月時点で実施中

のものが48件でございます。この調査義務は、都道府県が確認をいたしますといったん猶予される仕組みになっております。こうして法第3条1項に基づきまして、都道府県が確認いたしましたものが2,379件、手続の適用の確認中が100件でございます。

その下の図に移りまして、指定区域の状況でございます。土壤汚染状況調査は622件となっております。これは先ほどの618件、法第3条調査の実施件数がありましたけれども、このほかに4条調査の命令が4件ございまして、あわせて622件というふうになっております。このうち基準を超えて指定区域に指定されたものが172件、基準を超えず指定されなかったものが450件になっております。指定区域のうち、汚染の除去等の措置を要すると都道府県が判断したものの、例えば一般人が立ち入れる状況ですとか、周辺の地下水の飲用状況がある場合ですけれども、こうした場合に措置を実施したものが23件、実施中・検討中が28件という状況になっております。

その下、汚染の除去等の措置を要しないと都道府県等が判断したものが121件ありますけれども、法律上必要でなくても措置を実施した場合もかなり多いというふうになっております。対策を実施したのが68件、実施中・検討中が41件、未措置が12件という状況です。また、指定区域に指定された172件ですけれども、こうした措置済みの対策が行われたもののうち、汚染の除去の措置、例えば掘削除去を行った場合に、これを実施しまして指定区域が解除されたものが81件というふうになっております。

次に移りまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。これは土壤汚染対策法が適用されているものと、法律が適用されていない自主的なものを含んだ数字になっております。これが都道府県等に対して、都道府県が何らかの形で把握したものの、報告があつたりして把握したものを調査した件数になっております。グラフの赤い色のものが、これは調査実施件数です。そのうち汚染が判明して基準超過したものが青色になります。ごらんのように、年々調査件数がふえていまして、増加傾向にあります。最後の方で、平成14年度を境に、ぐんと調査件数が伸びていまして、平成14年に法律が制定されたことがございまして、これと機会をあわせまして、地方公共団体の方でも条例を制定したこと、それから法律・条例以外にも土地売買とか自主的な調査が多くなったというためであると考えられます。直近の平成16年度ですと、1年間で838件の調査が実施されました。そのうち、超過事例が454件というふうになっております。

続きまして下の方の土壤汚染対策の実施内容です。汚染された土地、超過事例で、どのような対策の措置が行われたかを示したものです。土壤汚染対策の方法というのはいろいろな種類があるんですけども、圧倒的に多いのが左から2番目の掘削除去の方法です。汚染された土壌を掘削して現場から外に持っていくという方法でございます。この掘削除去が296件というふうに変化多い結果となっております。右側の方に例えば盛土とかコンクリート舗装、アスファルト舗装というのがありますけれども、こうした方法が実際にとられるのは少ないというふうになっております。

続きまして4ページに移りたいと思っております。指定調査機関についてでございます。法律の調査義務に基づく土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する指定調査機関によって行わなければならないことになっております。この指定調査機関が平成18年度現在で1,655機関指定されております。また、真ん中のグラフですけれども、これは環境省の方で指定調査機関に一斉に調査したところ、指定調査機関の方から回答があつたものでございます。これで見ますと年々ふえております。17年度は1万9,876件の調査が行われたと回答がありました。その内訳を見ますと、法律に基づくものは大変少ないというふうになってございまして、括弧書きが法律に基づく調査件数ですけれども、260件になっております。ここまでが法律の施行状況でございます。

次に課題の幾つかを紹介したいと思います。まず課題1でございますが、土壤汚染の調査対策の大半が法律の対象外で実施されているということが挙げられます。これは土壤環境センターが

センターの会員企業180社にアンケート調査をした結果を取りまとめたものでございます。円グラフがありますが、調査件数ですと法律に基づく調査は件数では全体の3%になっております。それから地方公共団体の条例・要綱に基づくものが16%、これに基づかない自主的なものが81%というふうになっております。また右側の円グラフの対策の方でも同様な傾向になっております。

下に表があります。平成17年度の調査件数は9,044件の調査受注件数がありました。内訳として、法律に基づく3・4条調査の契機が245件、それから条例・要綱契機の調査が1,466件、それ以外の自主的な調査が7,333件というふうになっております。近年、不動産取引の土地売買ですとか再開発の際に、土壤汚染があるかないかを確認した上で取引や開発工事をする事が多くなってきておまして、そのような実態を反映していると考えております。このように、法律の外で大半が自主的な調査対策として行われている実態がございます。

それから5ページの方に移りたいと思います。課題2で汚染土に関する不適正処理事例についてです。先ほど掘削除去が大変多いということをお説明いたしましたけれども、その掘削除去された汚染土がどこでどのように処理されているのか心配される状況があります。特に法律に基づかない調査・対策については、汚染土の処理方法について現状で特に規制する法律はございません。そうした中で、一部不適切な処理事例が判明したものを挙げております。詳細は後ほど御説明させていただきたいと思っております。

続きまして、我が国のブラウンフィールド問題、課題3でございます。土壤汚染が存在するために土地が有効に活用されない、いわゆるブラウンフィールド問題が今後深刻化する可能性がございます。これにつきましては、後ほど前川委員の方から御説明いただけることになっております。

最後のページでございます。その他の諸課題を幾つか挙げております。まず、生活環境保全上の支障の防止です。土壤汚染対策法は、人の健康の保護を目的としておまして、それ以外の生活環境保全の問題は対象となっております。例えば油・鉱油類による汚染、それから開発工事などのおいの問題は、今のところは対象となっております。今後どう取り扱っていかばよいかという課題でございます。

次に、サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な調査、対策の促進方策についてとあります。土壤汚染対策法上はいろいろな対策方法が示されておりますけれども、現状では掘削除去が大変多い実態があります。必ずしも汚染された土壌を完全に掘削除去する必要はなくて、例えば上にきれいな盛土をして管理していくという方法も、法律上は認められております。果たしてどのような対策レベルが最も適切であるのか、現場ごとの状況に応じた合理的で適切な促進方策を検討していく必要があると考えております。

次に土壤汚染に関する情報の集積・引き継ぎについてでございます。法律に基づく指定区域になりますと、都道府県の方では指定区域台帳を整備される仕組みに現在のところはなっております。一方で不動産取引ですとか、再開発の際に土壤汚染調査が実施されることが大変多くなってありますが、その際、調査結果ですとか、前にあった対策内容などの土壤汚染情報が求められることが多くなってきております。情報をきちんと集積・保存することや、土地売買の際に売買当事者間で詳細な情報が適切に引き継がれるためにはどうしていけばよいかという課題でございます。それから、指定調査機関の方でございますが、現在、結構たくさんの方が指定されておりますので、これらにつきまして信頼性を確保していくためにはどうすればよいかというふうなことでございます。

最後に、土壤汚染対策基金でございます。法律では対策を講じなければならないのは土地所有者または汚染原因者となっております。汚染原因者が存在しない場合には、最終的には土地の所有者が対策を講じなければならない仕組みになっているわけですが、汚染原因者でない土地所有

者がすべて責任を負うことに対して負担の緩和も必要ではないかということで、現在法律に基づきまして基金が設置され、汚染行為に関与しない土地所有者に支援する制度がございます。この基金につきましては、現在まで助成実績がなく、活用されていない状況でございます。最近、この基金の活用が具体的に検討される事例が1件出てきておりますけれども、この基金のあり方などについて、今後の検討課題になると考えております。

以上、こうした法律の施行後5年目を迎えます、施行を通して浮かび上がってきた課題ですとか、法制定時に指摘されてきた課題、それから現実の社会的状況を踏まえまして、これからこの懇談会で御検討いただければと思っております。以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは今の御説明につきまして、御質問や御意見等ございますでしょうか。最初ですので、御遠慮なくいろいろとお出してください。御質問、御意見がある場合につきましては、挙手でよろしく願います。大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

基本的な質問で申しわけありませんけれども、3ページのこの296件掘削除去があるというんですけど、この分母は何件だかちょっと教えていただきたいんですが。措置が取られたものは全部で何件でしょうか。それが1点です。

それからもう1点ですけれども、確認をさせていただきたいんですけども、その他の諸課題のところ、今、御説明がありました土壤汚染対策基金の使い方ですけれども、所有者についてということになっているんですけど、これは法律ではそうなっているわけではないので、下位法令でなっているということですか。ちょっとそこは確認させてください。

(高橋座長)

事務局、いかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

最初の質問の方からなんですけれども、この実施内容につきましては、分母の方は汚染区域の方でも、例えばあるところは掘削除去されたり、あるところは残しておくというようなことがありまして、また都道府県の方に回答があったものになっている数字でございます。それから基金の方なんですけれども、政令で汚染原因者を除くというような規定がございます、政令で具体的に除かれております。

(高橋座長)

よろしいですか。つまり回答があった者という意味ですか。というか、分母は要するにわからないと。

(坂川土壤環境課長)

ちょっと今直ちには分母の数わからないので、調べまして、間に合えばこの会議でまた御説明したいと思っております。間に合わなければまた後日ということにさせていただければと思っております。

(高橋座長)

じゃあ嘉門委員、よろしく願います。

(嘉門委員)

嘉門です。たまたま水・大気環境局からいただいたデータで、私もこの元表を使ったことありますが、回答事例数は362とありました。ところがそのデータ自身がちょっとよくわからないところがあり、土壌汚染の除去件数は382件となっています。回答事例数が362に対して、382はちょっと奇異ですね。もちろん重複した対策がとられていると思いますが、土壌汚染の除去の中の掘削除去が296ということになってしまいます。回答事例数よりも土壌汚染の除去の件数が382ということで、21件もふえるのはなぜかという理由をついでに教えていただければと思います。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

そこは、土地も例えば1ヘクタールの土地、非常に大きい土地の中で、高濃度の汚染物質があるところは掘削し、そのほかの低濃度のものについては封じ込めをするというような場合があります。あるいは、あるところは物質によりまして原位置浄化をとって、重金属のものは掘削除去するというようなことがあります。対策事例よりちょっと措置例がふえるということで複数回答になっております。

(嘉門委員)

今の理由で、対策事例数がふえるのはわかるんですけど、対策事例としての土壌汚染の除去事例数が回答事例数よりも20件ふえるというのは、いくら考えてもおかしいんじゃないかなと思いますので、また調べておいてください。

(高橋座長)

では事務局、回答お願いいたします。

(坂川土壌環境課長)

先ほどの大塚委員からの御質問ともちょっと関係するといいますが、まずそちらの方からお答えしますと、分母の数は362です。362の回答があった件数のうち296で掘削除去が行われていたということなんですが、ただその場合、掘削除去のみが行われていた場合もあれば、掘削除去も行い、なおかつ他の対策も行われているというのものもありますから、そういう意味で計算をするときに重複が出てしまうということで、嘉門委員からご指摘ありましたように、土壌汚染の除去382という数字が実はあるんですけれども、それが一見362を超えてしまっておかしいように見えるんですが、その重複を単純に計算した数字が382ということでございまして、その重複をうまく排除できるかどうか、ちょっともう一度検討させていただきたいと思います。

(高橋座長)

その辺は別に次回までに少し詰めていただければよいでしょう。大体の概要がわかったということで、ここではさせていただきたいと思います。

ほかに、では佐藤泉委員、よろしくお願いいたします。

(佐藤泉委員)

土壌汚染対策法が有効に機能していくかということを考える上では、件数だけではなくて、非常に重度の汚染、人の健康に影響が出るような汚染がきちんと対応されているかということが非常に重要な観点だと思います。今日いただいた資料の中では、汚染の深刻さというものが要素と

して考えられていないように思います。それで例えば地下水に影響があって、しかも飲用に関連するようなものが優先的に取り組まれているか、それから逆に余りそれほど深刻ではない、自然由来に近いような汚染が比較的多く対応されているのかという、そういうリスクに関する情報をちょっといただきたいというふうに思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございます。それでは事務局。

(坂川土壤環境課長)

今の御指摘の汚染の程度に応じてはどのような対策がとられているのかということところは、少し作業させていただきまして、また改めて御説明させていただきます。ただ、2ページの下でござんいただいたように、つまりこの汚染の除去等の措置を要するのが51件となっていて、ここがつまり人が立ち入ったり、または周辺で地下水が飲用されていたりという意味で、何らかの影響があり得る、リスクがあり得るという場所ですけども、そういう場所では措置がされていたり実施中、検討中であり、未措置はゼロということですから、そういう意味ではしっかり対策がとられつつあるのではないかと考えております。

(高橋座長)

それではよろしくをお願いします。

それでは中杉委員、よろしくどうぞ。

(中杉委員)

質問というわけではないんですけども、今後の議論に大きく影響するだろうと思うことだけを申し上げておきます。

これは諸課題をいろいろ挙げていただいて、それを今後も検討していこうということなんですけれども、前提として土対法によって調査が行われているものなのか、自主的な調査によって行われているものかによって、後の取り扱いというのは物すごく違ってきます。土対法による調査が行われているものは、指定区域として記録が全部残っている。自主的なところはそれが担保されない。担保されるものと担保されないものというのは、その後の取り扱いが全然違って来るべきものなんです。ですから自主的に調査が行われているものを、指定区域みたいな形の制度にするんだということになれば、またそれは別なんですけれども、そのところが明らかに違うんだということを踏まえて議論していかないと、ブラウンフィールドの問題にしても、サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な調査、対策の促進方策についても、最初の前提条件が違えば当然違うんだということを念頭に置いて議論をしておかないと、多分議論がめっちゃめっちゃになるだろうというふうに思いますので、最初に申し上げておきます。

(高橋座長)

貴重な御意見、ありがとうございました。それに関連してでも結構ですが、御意見。

それでは正保委員、お願いいたします。

(正保委員)

2ページの下での指定区域の状況の中で、対策として汚染除去等の措置を要しないという121件がございまして。措置済みが68件ということなんですけれども、この措置の内容というのは、右の3ページのような土壌汚染対策の実施内容で分類するとどうなっているのでしょうか。

(高橋座長)

その点はいかがですか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

もう少し詳しい施行状況の調査をしております、そこは法律のものと法律対象以外のものに分けて調査をしております。指定区域に限りますと、平成16年度までの累計で55件ありまして、掘削除去をされたのが48件になっておりまして、圧倒的に多くなっておりまして、例えばほかの盛土が1件、コンクリート舗装が1件、アスファルト舗装が2件というふうになっておりまして、大体同じような傾向になっております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは前川委員、よろしく申し上げます。

(前川委員)

先ほどの実質的な調査については80%あると、これはある面で言えば進むということは、そのものはいいかと思いますけども、逆に調査すらされずに工場が廃止されて、別の用途にされているという実態がどの程度あるかということについて、もしおわかりであれば教えていただけますか。

(高橋座長)

今の御質問、いかがですか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

そこは、次回までにちょっと考えさせていただければと思います。調べてお答えしたいと思います。

(高橋座長)

調べるのは可能なんですか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

それもちょっと今の段階では。

(高橋座長)

わかりました。ちょっと難しい御質問かもしれませんが、その辺少し事務局の方でも御努力いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

では前川委員、続けて申し上げます。

(前川委員)

2ページ目に、土壤汚染対策法の3条に基づいて調査義務が発生した場合に、ただし書きで調査を猶予されているという事例が全部で2,479件ですか、非常に大きい数となっておりますけども、このただし書きの理由というのがどういふのが多いのかということと、もう一つは、ただし書きの間に土地の改変等が行われることによって、何らかのリスクが発生するということは

どういふうにして防止されているかということについて、教えていただけますか。

(高橋座長)

これはもともと法律をつくるときにそういうことを予定していたんですが、その辺、何か資料があればお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

法律上の調査義務は、有害物質使用特定施設の使用の廃止時に調査することになっておりまして、ただし書きの調査猶予の要件が認められるのは、引き続き工場として事業を続けるときですとか、それから住居としてそこに住むような場合とか、三つぐらい要件がございまして、これについてはそのただし書きが何に基づいて認められたかというのはありました。工場等の敷地として利用されているものが576件、小規模工場等であって居住用建築物として利用されるものが13件、今の数字は平成16年度です。

(坂川土壤環境課長)

ですが、ここの2ページのもはこれは4年間のものでして、今申し上げたのは1年間のものだけですから、ちょっと対比できませんので、またそこは改めて数字をしっかりと整理させていただきたいと思います。

(高橋座長)

今日は最初ですので、概観がわかるような形でお出しいただいておりますが、より詳しいものがあるという議論の上で必要だということになれば、順次いろいろ、今日だけでなくも次回までにいろいろお出しただければ、事務局で可能なものは多分御用意できると思いますので、その辺はほかの先生方もよろしくお願ひします。それでは嘉門委員、よろしくお願ひいたします。

(嘉門委員)

今のデータの話が進んでおりますが、自治体からのアンケートを通じて、この土壤汚染の法によらない分も含めて調査件数並びに対策件数、対策方法が上がっておりますが、それ以外の行政ですね、例えば国土交通省が取り組んだ浄化とか、そういう土壤汚染の対策にかかわる他省庁のデータというのは、どの程度環境省さんは把握されておられるのでしょうか。ほかにもいろいろあると思うんですが、国全体として土壤汚染にどう取り組むかというような話は、やはり他省庁といえども環境省は管轄というか、まとめてやるべきだろうと思います。省庁が違つと、そうは言ってもなかなかできないと考えますが、今日は1回目ですから、土壤汚染対策への国全体としての取り組みに対する意気込みというか、スタンスを少しご披露いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(高橋座長)

関係省庁も後ろにいらっしやっています。データのことについて御質問がございましたが、その辺、他省庁が持っていらっしやるデータについてどれだけ把握されているのかと、こういう御質問だと思いますが、まずそれについていかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

土壤汚染だけということであれば、国土交通省ですとか経済産業省の方で何らかの形でデータを持っている場合がございますけれども、私どもの方で、今のところは余り把握しているものは

ないんですが、一方で土地鑑定の関係ですとか、経済産業省の方の業種ごとの土壌汚染対策をどうしていくかという検討会とか、勉強されているところがありまして、それはこれから関係省庁さんの方と相談して、データをお持ちであれば御提供いただくようお願いしたいと思います。

(高橋座長)

ほかの省庁について、いろいろ動きがあるということについては、先生方もいろいろ御承知だと思いますし、事務局も当然御承知だと思いますので、その辺は引き続き御入手いただくということだろうと思います。

それ以外に今のことについて。嘉門委員、それでよろしいですか。

(嘉門委員)

せっかく他省庁の方もいらっしゃるの、調べられる範囲で共同作業をやっていただいて、統一的に全部のデータをやはりやれる範囲でおまとめいただければと期待する次第です。それと汚染の場では、廃棄物まじりの汚染にどうしても遭遇しますけれども、そのときの対策をこの中にどう取り組むのか。これなかなか大変だと思いますので、最初にある程度割り切っておかないと話が進まないだろうと思います。そこをちょっと議論しておいたらどうかと思います。

(高橋座長)

連携の方につきましては、多分そういう御要望があったということで、事務局の方もよろしく願います。それから2番目は、汚染土の話。

(嘉門委員)

廃棄物による土壌の汚染、すなわち昔は廃棄物処分場であったところの汚染の話は土壌汚染と言わない。ところが、例えば工事なんかで遭遇しますと、廃棄物が埋まっているところに有害物質があれば、それはもう汚染土になりますから、それをどうするんだということになります。そのところはやっぱりちょっと区別をしておかないといけないだろうと思います。

(高橋座長)

今の御質問については、いかがでしょうか。

(坂川土壌環境課長)

そのところは、今の整理は、廃棄物が混ざってしまっているような土壌については、これは廃棄物処理法の方で廃棄物の適正処理という観点から適切にやっていただくと。廃棄物処理法の範疇で適切に処理していただくということが適切ではないかというふうに考えております。ですがそこで廃棄物と土と分けられれば、廃棄物が混ざっていないところの土、これについては土壌汚染、汚染された土壌ということになりますので、この懇談会でその取り扱いをどうしていくかというところを検討する課題になり得るんじゃないかと思っております。

(嘉門委員)

そこを議論するとなかなかグレーゾーンでわからないというか難しいんですが、わかりました。そういう基本方針でやると、そういうことですね。

(高橋座長)

そこはですから適宜場面に応じて問題提起をしていただきたいと思います。これからもよろし

くお願いいたします。

それでは奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

この法律の目的は、人の健康の被害の防止ということなんですが、じゃあこの法律の施行前にどれぐらいの被害があったのか、5年たってその被害がどう減ったのかと、そういったようなデータなんかあるんでしょうか。

(高橋座長)

健康リスクの話は、なかなか把握が難しいかもしれませんが、その辺について何かございますか。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

土壌汚染というものが、人の健康保護と被害の防止を目的としているものなんですけれども、ほかの環境一般の被害とはちょっと違っていて、土壌汚染というのは人の生活、慢性毒性のことを考えております。例えば今の環境基準の方も、人が70年間そこで生活し続けることができるかどうかという観点で考えておまして、そういった被害がものすごく問題になっているというものは、今のところ把握しておりません。

(奥村委員)

そうしますと、結果はその70年なり何十年たたないとわからないと、それ目指して一生懸命やっついていこうというのが、この法律の趣旨みたいなふうに聞こえてしまうんですが。

(中杉委員)

よく有害物質の問題を考えると、産業界の人からそういう質問が、どこに被害があるんだというのが出てくるんですが、実際問題としてこれは直接該当はしませんけども、ベンゼンの場合、 $10^{-5}$ のリスクです。これ10万人に1人です。土壌汚染があったときに、そこに10万人の人がいるか、そんなことはないんですよ。ですから実際に統計的にそれを見つけてさうということは非常に難しい。ほかの問題、従前の水俣病みたいに、あるところに高濃度の暴露があったら、かなりの率になりますから見えてくる。でも実際には70年たっては私は見えてこないだろうと思います。でもそれを考えながら、そういう確率で管理をしていこうという全体としての合意だろうというふうに思いますんで、それじゃあ被害がどこであったんだ、なかったらやらなくていいんじゃないか、これはまた別な話として社会合意ができればそれはそれでいいんですけれども、じゃあ今土壌汚染の対策をやったからどれだけ減ったかという質問をされても、多分答えられない。

(奥村委員)

いや、まさに今、中杉委員のような答えを実は期待しておまして、その辺皆さんに認識統一しておいていただいたらいいと思った次第で、決して何十年先でないといけないから放っておけというようなことを言っているつもりではありませんが、リスクのポテンシャルが減少した事を示すようなデータなり、情報があればありがたいと思って質問したわけです。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

恐らくこの土壤汚染対策法の改正論議、改正はまだ決めていないわけですよ。今後の議論の中で焦点になるのは、現行法に基づくこれまでの措置において、措置内容が偏っていることをどうするかという点だと思います。今後、諸外国の取り組みについての紹介があると思うのですが、その場合にそれぞれの法的枠組みと、そういう関連について諸外国でどのような議論なり、あるいは法的、あるいは取り組みをしているのかというのを、ぜひお調べになって報告していただきたいと思います。それと、もう一つは今の御質問にも関連するんですが、土壤汚染の議論の中で、従来からの人の健康被害問題に加えて、EUでは今年4月30日にELDが施行され、土壤汚染の生態系への影響についてもPPP原則で対応するんだという法制度が導入されました。これはアメリカのスーパーファンド法の考え方とも共通するもので、欧米では、人の健康被害、物損に加えて生態系の回復まで土壤汚染のテーマになっているわけです。日本での議論の中で、その辺をどのように今後論じていくのかという点についても、お考えを示していただけますか。

(高橋座長)

諸外国の例につきましても、多分いろいろと御調査をされていると思いますので、場合によってはお出しされることもあるかと思いますが、2番目の点については何か、それも含めて御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(坂川土壤環境課長)

まず諸外国の点については、昨年度から私も勉強しておりますので、それを整理しておりますから、また次回以降の懇談会の場で、諸外国、特に先進的にやっておられる国の状況について御説明したいと思います。それからもう1点であります、生態系ということも、環境問題を扱う上では大変大事なポイントだと思っております。今現在は土壤汚染対策法は人の健康の保護を目的としておりますけれども、それ以外に生活環境また生態系といったものまで含めることが必要なかどうか、それが適当なのかどうかということについても、ぜひ御検討いただければというふうに思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。中杉委員、ではよろしく申し上げます。

(中杉委員)

最初に先々の議論のためにお願いしておきたいんですが、先ほど嘉門先生から他の省庁という話がありましたけど、環境省の中でも多分土壤汚染問題を考えると、土壤の汚染の状況を把握するというのは、ある不確かさがどうしても技術的な制約上出てくる。その不確かさを担保していくにはどうするかという話になると、今、土壤汚染のリスクの一つが地下水に溶け出して飲むという話ですので、地下水の管理というのを絡めてやらないと、十分なリスク管理ができないといいますが、安心を得られないというところがあります。そういう意味で行くと、これは土壤汚染の対策、土壤汚染対策法の議論なんですけども、地下水についてそこをどう絡めてやるか、これは先ほど御紹介のあった油汚染対策のときに、事業所の中の油汚染対策やりますよという話をして、これで油の土壤汚染の問題が片付くのかという御質問がありました。それは片付かないよと申し上げたのは、地下水のところまで話して議論をしないとどうにもならないというところがあります。この今回の議論は土壤汚染対策、あくまでも土壤汚染対策法の議論ですので、直接地下水汚染云々じゃないんですけども、じゃあ地下水の方はどういうふうに担保しているのか、ここ

の議論の中で、じゃあこの部分は地下水の方にもう少し強化してもらった方がいいかもしれないというような議論が多分出てくると思うんです。そういう意味で行くと、今地下水というのをどういうふうにしているのかというようなことを、またいずれ御紹介いただければというふうに思います。

(高橋座長)

貴重な御提案、御指示だったと思いますので、そのような御指示を踏まえて今後適宜御紹介いただきたいと思います。

では佐藤泉委員、よろしくをお願いします。

(佐藤泉委員)

土壤汚染対策法が機能するためには、指定調査機関が非常に有効に機能しているということが必要だと思います。今日の資料を見ますと、4ページの中で、例えば指定調査機関が平成16年度に調査した件数が1万5,379件となっています。ところが3ページの上の表を見ると、明らかに平成16年度は法適用以外を含んでもそんなにないです。ということは、指定調査機関の調査結果が十分環境省に把握されていないのではないかとということが懸念されます。それから指定調査機関の調査方法に問題がないか、それから能力がある意味できちんとした調査が行われているか、調査は入り口の段階ですので重要です。指定調査機関の現在の活動状況等の情報の吸い上げに対するシステムはあるのでしょうか。また調査機関の活動全般が適切に法律の運用に結びついているかということ、ちょっと教えていただきたいと思います。

(高橋座長)

御指摘ですか、それとも今ちょっとその辺。

(佐藤泉委員)

まずこの指定調査機関の調査件数と、それから前の土壤汚染の判明事例の中での調査件数はなぜこんなに違うのか、というところはどうなんでしょうか。

(高橋座長)

その点について、まず。

(坂川土壤環境課長)

指定調査機関は、これは土壤汚染対策法に基づいた調査をする際に、この機関を使いなさいということで環境大臣が指定している調査機関なわけでありますが、そもそも先ほどから御説明しているように、法律の対象範囲がちょっと狭いということもありまして、それ以外の調査というものはかなりたくさんあると。その部分については法律の対象外になっているものですから、少なくとも自動的に環境省に上がってこない、そういうことになっております。そこで先ほどの3ページの上のグラフというのは、都道府県が把握しているもの、これを全部集計したものでありまして、そういった意味では都道府県もかなり把握できていないものが多いということになっているわけです。そこで、この4ページの上の数字はそれではどうやってつくったかということになるんですが、これは施行から昨年4年目でありましたので、一度、指定調査機関がどの程度の活動をしているのか、その実態を把握することも必要ではないかということで、特別にこちらから1,600ほどの機関に調査票を流しまして、それで回答をいただいたと、こういうものでございます。ですから、そういった意味で指定調査機関からの情報の吸い上げというものも、法

律に基づいている部分はいいいんですが、それ以外のところは余り十分にはできていないんじゃないかなというふうには思っております。

(高橋座長)

では、佐藤委員、お願いします。

(佐藤雄也委員)

先ほど、中杉委員が検討を進める際に一つの視点として、法対象である事例と、そうでないものの事例では、扱われ方が大分違うというお話がございましたけれども、同じような意味で、私は対策の方にちょっと関心を持っておるんですけども、土地所有者が大企業、あるいは土地が広いところと、それから零細中小企業といいますか、土地が非常に狭い場合では、先ほどのブラウンフィールドのお話が今後、後で詳しい御説明があると伺っておりますけれども、大分扱い方が違うんじゃないかという感じがしております。広い場所を対象としているか、あるいは非常に狭隘なところを対象としているかによって、対策が大分変わるという、資金面でもいろんな技術的な意味でも大分様相が異なっているんじゃないかというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(高橋座長)

その辺も多分、場合によってはいろいろまた議論になると思ひます。どうもありがとうございました。

では、前川委員。

(前川委員)

この法が施行されてからもう丸4年たったわけですけども、土壤汚染に対する一般の方の理解というものが、その間進んだかどうかという点と、もう一つは、法律の運用については都道府県知事が実際に運用するんですけども、自治体の職員の方々の方々の理解についても進んだかどうかということについて、これは漠然とした質問ですけども、ニュアンス的なもので結構ですので教えていただけますか。

(高橋座長)

お答えになれる範囲で何かありましたら。

(坂川土壤環境課長)

なかなか難しいんですけども、少なくとも調査の件数というものはどんどん増ふえておまして、これは先ほどの3ページの図からもそうですし、それから4ページの指定調査機関の調査実施件数から見ても、調査の件数自体はどんどん増えているということから、この土壤汚染という問題があるということの認識といいましようか、関心といいましようか、そういうものは確実に高まってきているだろうと。ただそれが法律を正確に御理解いただいているかどうかということところは、必ずしもよくわかりませんので、そこのところは私どももそういった法律の御理解を深めるという意味での普及というのは大事な仕事だと思っておりますので、これからしっかりやっていきたいと思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは今後また議論が進みましたらば、また必要に応じて

御指摘いただくとしたしまして、とりあえず最初の議題につきましては、このぐらいにさせていただきますたいと思います。

次の議題も二つほど残っておりますので、ここで休憩を10分間取りたいと思います。それでは45分まで休憩ということで、よろしく願いいたします。どうも。

(休憩)

(高橋座長)

それでは先生方、お席にお戻りのようでございますので、再開させていただきます。

次の議題に移りたいと思います。ブラウンフィールド問題についてでございます。これにつきましては、「土壤汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について」と題しました中間取りまとめに当たり、ワーキンググループの主査として取りまとめに御尽力いただきました前川委員がいらっしゃっておられます。それでは前川委員から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(前川委員)

よろしく願いします。それでは我が国のブラウンフィールド問題につきまして、皆さんお手元にあります「土壤汚染をめぐるブラウンフィールド問題の実態等について」の中間取りまとめ、これに基づきまして御説明させていただきます。

まずブラウンフィールド問題というのは何かということですが、この中間取りまとめにおきましては、土壤汚染の存在、あるいはその懸念から、本来その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途、あるいは未利用となった土地という土地のことをブラウンフィールドというふうに定義しています。平たくいいますと、土壤汚染が原因で塩漬けとなった、あるいはそれに近い形でしか利用できなくなった土地のことを、ここではブラウンフィールドというふうに呼んでいます。

ブラウンフィールドが発生する問題といえますのは、欧米では既に深刻化しておりまして、その解決に向けたさまざまな取り組みが行われているというふうに聞いております。これに対しまして、我が国におきましては、土壤汚染への取り組みそのものの歴史も比較的浅いということもありまして、ブラウンフィールドの発生についてはそれほど顕在化していないというふうに言えると思います。しかし我が国におきましては、今後社会経済の情勢によっては、この問題が深刻化するという可能性が考えられます。

それでは、我が国におけるブラウンフィールド問題というのがどのような実態にあるのかということについてですけれども、これを調べるために土壤環境センターの会員企業へのアンケートを行っております。ここで土壤環境センターといえますのは、土壤汚染に関するビジネスに携わっている企業等から構成される社団法人です。このアンケートの結果、46社から、全部で168件のブラウンフィールドに関する事例が報告されています。またこのうち35個の事例について具体的な内容を見ますと、多額の対策費を要するため、再開発が断念された事例や、工場跡地を売却したいが、買い手探しが困難な事例、情報の公表を恐れて売却できないような土地、またやむを得ず倉庫や駐車場として利用しているような事例というような、さまざまな事例がわかってきました。このように、土壤環境センターの会員へのアンケート調査を通じまして、我が国においてもブラウンフィールド問題は既に一部で顕在化し始めているという問題であるということが判明しました。

また、このアンケートにおきましては、土地取引の場面で土壤汚染が判明した場合、土壤汚染対策費が土地価格に対してどの程度を超えれば土地売買が不成立になる事例が多いかという質問

も行っていきます。その結果、土壤汚染対策費が土地価格の20～40%を超えれば、土地売買が不成立になる事例が多いという回答が最も多く寄せられています。すなわち一般的に見ますと、土壤汚染対策費がその土地の価格の3割程度を超えると、土地の売却が困難になるという実態があるということがわかりました。

このように、ブラウンフィールド問題というのは、既に一部で顕在化し始めているということが判明しましたが、それでは我が国におきますブラウンフィールドは、どの程度の潜在的規模を有しているのかと。これを推定するために、ここではまず我が国におきます法人及び世帯が保有する土地の資産規模を求めまして、次いでこの規模に現況利用用途別の土壤汚染発生確率を掛け合わせて、まず我が国におきます土壤汚染が存在する土地の資産規模を求めています。さらにここで求められた土壤汚染が存在する土地の資産規模に対して、ブラウンフィールドの発生率を掛けることによって、潜在的なブラウンフィールドの規模を求めています。

ここで法人及び世帯が保有する土地の資産規模につきましては、平成15年土地基本調査総合報告書に示された土地資産に関する情報を用いています。また、土壤汚染発生確率につきましては、東京都の条例に基づいた土壤調査での汚染判明確率をベースに設定しています。さらにブラウンフィールドの発生率につきましては、さきに述べました土壤環境センター会員へのアンケート調査結果、及び既往調査結果から土壤汚染対策費が土地価格の3割を超えると、土地売却が困難であるというふうに考えられること、また、土壤汚染対策費が土地価格の3割を超えるのは、土壤汚染地のうち約24%であるということが既往研究結果から言われているということから、土壤汚染地のうち、その4分の1がブラウンフィールドとなるという仮定を用いた試算を行っております。

この試算結果は、下の図に示すとおりですけれども、我が国におきます法人所有の土地の資産は約406兆円、個人所有の土地資産は約748兆円、合計1,150兆円ですが、その面積は1,348万ヘクタールとなっています。このうち、土壤汚染が存在する土地の面積は、11.3万ヘクタール、資産規模は43.1兆円と推定されています。また土壤汚染が存在する土地のうち、潜在的なブラウンフィールド、すなわち汚染対策費が多額のために、売却が困難になる可能性がある土地の面積は2.8万ヘクタール、資産規模では10.8兆円というふうに推定しています。この面積は東京都区部の面積の約半分に相当する広さとなっています。

このように、我が国におきます潜在的なブラウンフィールドの規模というのは非常に大きいということがわかりましたが、では、どのような要因によってブラウンフィールド問題が発生するかということですが、その第1の要因として考えられるところが、さきに示したとおり、土地の資産価値に対して土壤汚染対策費の割合が高くなるということが考えられます。ここで、土壤汚染対策に要する費用というのは、地域によっての差がありません。どの地域に行っても、土壤汚染対策に要する費用は変わりません。これに対して、土地の値段というのは地域によって大きく変わるということが言えます。ということは、一般的に見て地価が安い地方都市の方が、ブラウンフィールド問題がより深刻になるというふうに予想されます。

また、土壤汚染対策費が多額となる背景として、土地取引においては土壤汚染を残したまま管理する手法、すなわち封じ込めが採用されることは少なく、汚染をすべて除去する方法、一般的には、先ほどの説明もありましたが、汚染土壌の掘削除去が選択される傾向にあるということが挙げられると思います。この根拠としたのが下の図にありますが、さきに示した土壤環境センター会員へのアンケート結果です。このアンケートでは土壤汚染が原因で、土地の有効な利活用が阻害された事例の原因について質問していますが、その回答の中には対策が長期間に及ぶとか、あるいは情報開示が困難という事例もありましたが、大半で回答されているのが対策費用が高くなるということであるということとなっております。

また、土壤汚染が存在する土地の売買において、買い主が不溶化や封じ込め等の「汚染の除

去」以外の対策を認めた事例はあるかという問いに対しましては、70%以上の回答が「事例はない」あるいは「例外的」としているという結果となっております。すなわち土地の売買においては、ほとんどの場合掘削除去を初めとした汚染の除去が求められるという実態があらわれています。

次に行きまして、このように土地取引の場面におきましては、封じ込めよりも掘削除去が選択されるという傾向にあり、これが土壤汚染対策費が多額となる要因となりまして、そして最終的にブラウンフィールド発生の原因となっているというふうに整理されます。

ところで、先ほど土壤汚染対策法についていろいろと議論がありましたが、土壤汚染対策法の目的というのが人の健康被害の防止等を目的としておりますけれども、このような土壤汚染対策法の考え方に立ち戻れば、この法律においては土壤に含まれた有害物質そのものをすべて取り除くというのではなくて、土壤に含まれた有害物質の暴露経路を遮断するというための管理を行うということを基本にするというふうに考えていいかと思えます。

このため、土壤汚染の対策に必要な場合というのがどういう場合かといいますと、まず一つ、直接摂取の観点、すなわち有害物質を含む土壤に人が触れて、それが口等を経由して体に入るといった経路についての措置が必要な場合におきましては、まずそもそも含有の基準を超えた土壤汚染が存在する土地に人が立ち入ることができる状態となっているという場合がそのような措置が必要な場合でありまして、またそのための原則とする措置につきましては、土壤汚染を取り除くことでなくて、土壤汚染と人との接触を断つために、盛土を行うということが原則とされています。

また、地下水の飲用等の観点から措置が必要な状態といいますのは、周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況の場合であると。言いかえれば周辺で地下水が飲用に利用されていないという場合におきましては、人の健康被害の防止という観点からは、地下水の飲用等の観点からの措置は必要ではないと。また、その措置の方法につきましても、現在地下水が汚染されていないような状態におきましては、地下水に汚染が及んでいないかどうかについてモニタリングをすればいいと。また地下水が汚染されている場合には、その状態によって汚染の除去または封じ込めを行うというようにされています。このように、土壤汚染対策法におきましては、どんな場合でも土壤汚染対策が必要であるというふうなわけではありません。また対策を施す場合におきましても、土壤汚染のすべてを取り除くということまでは求められていないということが言えます。しかし土壤汚染対策の実態、特に土地取引の場面におきましては、掘削除去により土壤汚染をすべて取り除くということが求められるという傾向にあります。すなわち法律と実態にはずれがあるという現状があると言えます。

このように、法律では必ずしも掘削除去が求められていないのに、土壤汚染対策の現場では掘削除去が選ばれているという実態、また掘削除去による対策は、覆土を初めとした封じ込めと比べて、多額の費用を要するという実態、この二つの実態があるわけですが、なぜ法律が求められている以上の対策を、高いコストをかけてまで実施するかといいますと、その背景には土壤汚染が土地の購入者等にとってさまざまな不安要素であるということが挙げられると思えます。例えば土壤汚染が原因でプロジェクトが不成立となるというおそれや、土地購入者に対して土壤汚染の責任転嫁が生じるおそれ、また土壤汚染が残された土地におきましては、土地評価額が減少するということや、土地利用が制限されること、また法律に基づく指定区域の指定が解除されないというような不安が挙げられると思えます。このような不安があることから、土地取引においては土壤汚染が完全に除去されて、一切の不安が取り除かれた状態で土地の引き渡しを受けたいという心理が働くものと考えられます。

さて、土壤汚染対策法が施行されてから4年以上経過していますけれども、土壤汚染につきまして社会的に広く関心を持たれるようになってきています。これとともにこの問題が経済社会の

各方面に影響を与えるようになってきています。またこれらの動向によっては、ブラウンフィールド問題の顕在化に拍車をかける可能性も考えられます。まず下の図にありますように、不動産鑑定評価におきましては、土壤汚染が存在する土地の価値は、汚染がないものとした価値から措置費用とスティグマを差し引いた値とされています。ここで措置費用の設定におきましては、汚染の除去以外の措置を前提とした価値は、当面取引市場で成立する場合は少ないとの認識がされていまして、実質的に土壤汚染地の価値は土壤汚染がないものとした価値から、掘削除去による対策費を差し引いた値となっているという実態であります。

また次のページに行きまして、金融機関におきましては、担保権行使の際に、土壤汚染のため資金回収が困難となるというおそれがあることから、融資業務で既に取得した不動産、あるいはこれから取得する不動産担保に関し土壤汚染を評価するという動きが見られます。さらに新BIS規制の導入にあわせて改定された金融検査マニュアルでは、「土壤汚染、アスベストなどの環境条件等に留意する」ということを求めているということから、今後融資の際の土壤汚染に対する審査はさらに厳しくなるというふうと考えられます。

また会計処理におきましては、国際会計基準への対応の中で、固定資産の除去処分の際に生じる環境汚染対策費を資産除去債務として認識をする方向で検討が進められています。このため、企業経営におきましても土壤汚染等の環境汚染、浄化に要する将来コストの見積もり、財務諸表上に明らかにするという必要性が生じる可能性があります。

一方、少子高齢化の進行や産業構造の変化等によって、土地需給が緩和しているということから、低・未利用地が増加するという傾向が続いています。このような低・未利用地は土壤汚染と関係なく発生するものですが、土壤汚染の存在は低・未利用地をさらに拡大し、また低・未利用地の再開発を阻害する要因になると考えられます。このように土壤汚染をめぐる不動産鑑定評価や、金融機関の担保評価、会計処理の動き、また低・未利用地の増加傾向などが相まって、ブラウンフィールド問題の顕在化に拍車をかけるということが懸念されています。

さて、ブラウンフィールドが増加するということによる社会的な影響といたしましては、ブラウンフィールドとなった土地の管理が不十分な場合は、人が立ち入ることにより汚染土壌の直接摂取の懸念が生じるということや、地下水飲用による人の健康への影響が懸念される事態が生じるなどの懸念が考えられます。また、土壤汚染の懸念だけからブラウンフィールドとなってしまった土地の場合には、土壤汚染調査すら行われずに、土壤汚染の認識がないまま土地が放置されるという懸念も考えられます。このような環境への影響に加えて、ブラウンフィールドとなった土地が増加することや、広大な土地がブラウンフィールドになってしまうということは、不動産価値の低下や地域のイメージへの影響、低・未利用地が発生することによる地域活力の低下、地域の魅力の喪失等、地域コミュニティ等への影響にもつながります。さらに都市の再開発に支障が生じ、都市計画で誘導したい土地利用の実現が困難になるということや、都市周辺部の農地や緑地への開発圧力が向かい、中心部の衰退などの弊害を生じるなど、まちづくりへの影響も懸念されます。

最後のページに行きまして、このようにブラウンフィールド問題が拡大することによって、さまざまな弊害が生じるということが考えられますが、最初に述べましたとおり、ブラウンフィールド問題は我が国でも既に一部で顕在化した問題です。また顕在化に至らなくても、その潜在的規模は相当数に上ると考えられます。したがってこの問題が今後深刻しないように、予防に重点を置くということがまず大事なことだというふうと考えられます。なお、アメリカにおきましては、2002年にブラウンフィールド法を制定いたしまして、連邦や州レベルでブラウンフィールドの再開発への支援など、問題解決へのさまざまな取り組みが行われています。

ところで、ブラウンフィールドが発生する主たる原因は、土壤汚染対策に多額の費用を要するため、土地取引や再利用が進まないためと考えられます。また、土壤汚染対策費が多額となる要

困として、土地取引の当事者が土壤汚染が存在することに対して必要以上の不安を抱いており、封じ込め等の汚染の管理も選択し得るにもかかわらず、比較的費用の高い掘削除去などの汚染の除去が求められているという現実があると思います。このようにあらゆる場面におきまして、汚染の除去を求めるといふ風潮は、ブラウンフィールド問題のみならず環境対策の経済合理性という観点からも、必ずしも望ましいものではないというふうと考えられます。

日本全国に広がっています土壤汚染に対しまして、その実態や影響を正しく理解の上、土壤汚染と上手に向き合いながら限りある土地資源を管理しつつ、有効に利用するという視点や方策が必要と考えられます。また、この問題解決においては、今後この問題を環境問題としてだけでなく、社会経済的問題としても認識して、関係諸方面において幅広い取り組みが求められるというふうと考えられます。

以上であります。

(高橋座長)

前川委員、御説明どうもありがとうございました。それではただいま御説明いただきました内容について、御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

この委員会にも入れていただいておりまして、今前川さんがお話しになったことは、基本的にそのとおりだと思っているのですが、例えば9ページの上の方に出てきているように、予防に重点を置くことが大事だということとか、あるいは途中で出てきましたけど、8ページの下の方に出てきましたけども、土壤汚染調査が行われない場合には、土壤汚染の認識さえないということころあたりもかなり重要で、つまり調査はとにかくしないといけないねという話がまずあって、それから対策については掘削除去まで必ずしもしなくてもいいのではないかということが、特に強調されていたと思います。

どちらもそのとおりだと思っているんですけども、後者の点についてはちょっと最初に議論しておいた方がいいかなと思っているんです。結論としてはもうそれで構わないんですけども、議論しておいた方がいいと思うのは、環境汚染対策という面では掘削除去をした方がいいという意見が、もちろん一方であることはあるのと、それをどう考えるかという問題と、もう一つ一般の市民が、あるいは、例えばここにいらっしゃる委員の方が自分で土地を買ったときに、別に汚染されていて管理されていけばいいというふうに思い切れるかどうかという、多分科学者の方だったらそういうふうに思い切れるんでしょうけど、一般の市民がそういうふうに思い切れるかというようなことを考えた場合に、その点を全く無視してしまっているのかどうかというあたりは、ちょっと考えておいた方がいい。最初に考えておいた方がいいことかと思っております。ただ前川さんがおっしゃっていることは、私は基本的にはそのとおりだと思っていますので、異論はないんですけども、議論は最初にしておいていただいた方がよろしいのではないかと考えております。

以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございます。その点に関連しまして、何かございますか。じゃあまず中杉委員。

(中杉委員)

リスク低減措置の方がコストが安いというのは、これは本当かという問題がもう一つあります。リスク低減措置をやるという意味は、そこがリスク低減措置をやったら、その後放っておいていいよという話だけはしていないんですよね。先ほどの例えば指定区域にしてそのまま残すかどうかはともかくとして、リスク低減措置をやったら、リスク低減措置が十分将来まで機能するのかがという視点があるんです。これは非常に超長期のことを考えていったときに、例えばリスク低減措置をやった上の舗装が壊れれば、もう一回舗装し直さなきゃいけないというようなものを含める、あるいはモニタリングをしなきゃいけないというのも含める。そうすると、どのぐらいのタイムスパンを考えるかですけれども、封じ込めるといのは必ずしも安いということとは言えない。ただ確実に言えるのは、その初期投資といいますが、今やるコストは安いですよ。それは確実に言える。

でもどのぐらいの期間管理をしなければならぬかということ、これは今の法律というのは大体そんな長い期間の管理を求めないので、どうしてもそうになってしまうんですけども、将来的なことを考えると、本当にどちらがいいかわからないんですよね。その部分の問題が一つ。よくよく考えないといけないという話で、これはそれこそ土地所有者がまさにそういう土地を抱える、対策をすることについて、その土地所有者としてのリスクをどう管理するかという話になってくるんだと思うんですけども。そこら辺のところ少し間違えないようにしないと、画一的にじゃあ掘削除去が高いのかというのは、必ずしもそうは言えないという面はあります。そこをどう見るかという、その価値観の違いによって随分変わってくる。今法律上は将来長い期間管理しておきなさいよというふうには必ずしも求めてはいない。だけど将来的にはそういう問題が当然起こってくるということだけは指摘しておきたいと思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは廣田委員、お願いいたします。

(廣田委員)

不動産の鑑定評価を仕事としております立場でございますので、今のブラウンフィールド問題というのは、私の方から言い出せば切りがないといいますが、日ごろ悩み続けている問題が山積しておりますので、2～3申し上げて終わりにしたいと思いますが、1点目としまして、先ほどの2ページから3ページあたりの非常に興味深い数字を出していただいている点でございます。私どもも内々では、こういった数字、どれぐらい試算ができるかというのを頭の中でやってみようと何度も試みようとしたわけですけども、どうしても不動産のことを専門にしていると、なかなか大胆な条件設定ができずにいました。誰がするにしても非常に割り切らないとこういった試算はできない。その辺に対していろいろ注文はつくと思うんですけども、こういった数字を出していただいたことが非常に私としてはありがたいというふうに思っております。

感覚的に土地価格に対する土壤汚染対策費が3割というのは、一応いろいろところで私もここ数年ヒアリング等々をしている中で、何となく感じとしてはもっともらしいということちょっと失礼な言い方ですけども、ストライクゾーンなのかなという気はします。ただ、今、東京とか名古屋とか、不動産市場が元気のいいところでは、言ってみれば半年経てば土地価格が1.5倍になるみたいなところがございます。そうなるのかなりの割合で掘削除去費がかかるかもしれないとわかってても買いに入る。いい立地の証券化できそうなものであれば、非常に強気に買いに入るということですから、少数派でしょうが、汚染リスクを明確にしないまま買いに入るという取引も実はあります。

ですから、リスクはあるとわかっていながら、リスクの確定をしないまま買いに入るというこ

とでありまして、それは先ほどの土壤汚染対策法5年という中で、その最初の施行時は非常に土地の動きが悪いといいますが、非常に要は買い手主導の市場だったわけでございまして、徹底的に調査をやらせて買い叩くというか、過剰なまでの調査をさせて、徹底的に掘削除去をさせるみたいなのところがあったわけですけども、今5年たってみて去年ぐらいから、そろそろ今ストップかなという気もありますけども、依然としてファンドバブルと言われる不動産市場では、先ほど申し上げたように後でリスクを確定する調査をするみたいな、非常に勇気のある取引があるのも実態でございます。

つまり、土地というのは、一時点で価値がフィックスしないということを一つ申し上げておきたかったということと、それから鑑定評価の話をご6ページあたりにしていただいておりますので、若干補足させていただきますと、鑑定評価におきましては、やはり先ほどから掘削除去が大半だということなので、大半の場合はそういった考え方で評価をしているのが実態だと思います。要はだれが考えても掘削除去するよねという、マーケットでそういう行動がとられるというふうにはば間違いないと思われるものに関しては、掘削除去を前提にした評価、スティグマをどう考えるかというのはちょっと難しい問題が残りますが、そういった状況は事実だと思います。

ただ、最後の結論のところ、要は今後掘削除去以外の措置というものがふえるべきだみたいなところがありますが、実態としてはふえるべきだという、べき論を除きましても、実態としては少しずつやはり掘削除去以外の措置というのが、現在でもぼつぼつ出てきておりますので、そういう方向に行くことは間違いない。そのときに鑑定評価ができるかということ、これは非常に難しい問題を含んでおります。そういう場面でも掘削除去という選択肢が一つ残るとすると、シナリオが少なくとも二つ以上になるということになりますので、そこが不動産鑑定士として、一つの市場では多分こちらのシナリオで行くだろうということが、納得性が高くないと鑑定評価という書類では発行するのが難しいと。ですからコンサルティングという形の書類を発行するか、そういった工夫も私も資格の中での制約が出てくるということがございます。

あとは、会計上の問題もどこかで御指摘があったと思うんですけども、どういう調査に基づいて対策費を出していただくかというのは、鑑定評価でどういうものであれば使える、使えないという議論は、もうずっと続いております。ですからその辺のある程度精度の高い、言ってみればフェーズ2まで終わったものに基づいた対策計画見積書みたいなものが、いろいろさまざまのレベルでございますので、実態としてはそれによって価値が、単純に言えばこの6ページの黄色のところの式のように、措置費用というのを単純にマイナスするというのがステップとしてありますので、ここは不動産鑑定士は自分みずからはできない部分、つまり専門家からいただく数字になります。

せいぜいできるのは、どの程度の調査に基づいたどの程度の精度の措置費用かということなんですが、実は非常にそこは難しいところです。本当に先ほど1,600の指定調査機関さんがいらっしゃるという話がありましたけども、その二つ出てくれば必ず違う数字が出てきますし、ある調査機関さんはこの程度の調査でコストは出せるよとおっしゃるんですけども、いやいやその程度ではしっかりしたコストは出せない、では不動産鑑定士としてはどちらが是としてできるのか。その先に待ち構えているのは、不動産鑑定士としてそれを採用したことの責任みたいなのを問われるということになりますので、非常にこの辺での悩みが尽きないということでございます。

すみません、ちょっと長くなりましたので、この辺にさせていただきます。

(高橋座長)

非常に貴重な御専門的な御意見、ありがとうございました。

それでは佐藤委員、お願いします。

(佐藤泉委員)

ブラウンフィールドの問題は、対策費と土地の価格の問題というふうに普通収れんされてしまうんですけれども、私は、環境省が潜在的な土壤汚染の可能性のある土地について、どういうふうに政策誘導するかということを考える必要があると思います。その土地のことだけを売買のときに皆さん考えるんですよね。したがって、この土地がきれいになればいいとか、買ったときにリスクがなければいいというだけを考えるわけです。しかし、環境省としては、そういうふうに当事者たちの売買だけに任せていたときに、日本の環境問題全体がどうなるか。例えば大気汚染とか、CO<sub>2</sub>の増加とか、それから水の汚染とか、緑地の減少とか、生態系の破壊とか、そういうことを総合的に考えたときに、みんな掘削除去したら、日本の大量の土砂が常に運搬されるおそれがある。山の土砂を土壤汚染地に運搬して、土壤汚染地の土砂が漂流するというおそれがある。潜在的な土壤汚染の土地にこのような作業を全部やるのかと。それは民間に任せていいのかということ、私は非常に懸念しております、やっぱり総合的な環境負荷の低減、つまり土壤汚染というもののリスクだけを下げerわけではなくて、日本の生態系とか、土地をどうやって守るかということを考える必要があると思います。極端に言うとみんな自分の土地だけきれいにすればいいと思って、山のきれいな土地をはがしては持ってくると、こういうことになったら大変なことになると私は思うんですけれども。

(高橋座長)

その点も、いろいろこれからの論点になると思います。それでは嘉門委員、お願いします。

(嘉門委員)

きょうはブラウンフィールドの実態の話をご説明いただいて、対策の話はまだそれほど提案いただいていないんですけれども、今後この環境政策という視点からすると、今佐藤委員がおっしゃったように、国として対策をどう打ち出していくかという視点が重要だろうと思います。それで、先ほどのテーマの中でも、対策としてはもう掘削除去が9割以上だということで、何か掘削除去だけが対策というふうにとらえられがちな発言になってはいますけれども、それだけじゃなくて、原位置の浄化技術というのはいろいろございます。現実にもいろいろ取り組みが進んで、実際にも適用されている技術ですから、掘削除去だけが有効であるということではありません。それで、今の話で、大都市部では土地の動向で価格が上がるとか、あるいはファンドマネーが動き出すとか、そういうような状態でどんどん浄化が進むとしても、地方部で少し土地価格が下がっているようなところで、なかなか浄化が進まない、そういう二極化しているようなところを今後どうしていくかという、そういう視点を考えていかなければと思います。

実は廃棄物処分場跡地の利用ということも含めて、ブラウンフィールドの定義の中に、廃棄物処分場の跡地を含める場合もございます。そうすると地方部には廃棄物処分場の跡地が非常に多いものですから、そこを使っていくときに、廃棄物処理法の中の土地利用の改変における取り扱いが今はございますけれども、それも含めてやはりこのブラウンフィールドの問題をどう打ち出していくかということが重要です。やはりリスクコミュニケーションも一つの技術だと思いますが、そういう技術を含めて住民の理解と低コスト技術の評価といった施策があり得るかなと思う次第でございます。ぜひ検討いただければと思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。今の地方都市の問題は検討課題にもなっておりますので、多分これから進められると思いますが、廃棄物処分場跡地の話もちょっと出てまいりましたが、そ

の辺、何かございますか。事務局の方としては。

(坂川土壤環境課長)

廃棄物処分場の跡地に関しては、今廃棄物処理法の中で地域が指定されて台帳が整備され、また土地の改変も一定程度規制されるということで、土壤汚染対策法と似たようなスキームといいましようか、そういうものがありますので、とりあえずこちらではそこは、そこまで含めて考えるのもなかなか難しいものですから、それ以外のいわゆる土壤汚染の現場ということでお考えいただければというふうに思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤雄也委員)

ブラウンフィールドに関する御報告、大変興味深く伺いました。ありがとうございます。その報告6ページに、黄色いところで式が書いてありますけれども、その前の御説明にもありましたけれども、土地の価格に対して措置費用が高いとどうしてもうまく進まないという考えで、そういう実態があるということでした。そうしますと、結局措置費用の方が高くなると塩漬けになってしまうという現実が、最後まで残ってしまいますので、そのためにはブラウンフィールドをどう解決するかということですが、一つの方向としては、更地に戻すためにという、そこでとどまってしまうと土地の価格というのは周辺と変わらなくなってしまうわけですから、上物によってさらにその土地の価格が高くなるという、将来までのスパンを考えて、そういうことによってその事業に参加する者呼び込むと。欧米あたりのブラウンフィールドは、そういう方法を含めかなり取り入れて、特にアメリカあたりはそうじゃないかなという気がしておるんですが、そういう意味で大きな再開発というのは、必ずしも今の土地価格にとらわれないで上物として土地の資産価値を高める事業を考えれば、塩漬けというのはかなり回復できるんじゃないかなという気がしております。うまくやればですけどね。そのための知恵を出していかなければと思います。

問題は地方の話とか、狭隘な土地になりますと、狭い土地で土地の資産価値を高めるようなものを上物につくるといのは、これは大変なことでありまして、東京都さんなども大変苦しんでおられるようでございますけれども、クリーニング屋さんとかメッキ屋さんですね、そういう狭い場所で、これについては事務局の方から先ほど触れておられましたけど、基金の活用ですか、そこら辺をまたいろいろ工夫する余地があるのかなと考えていますけれども、そういうことで必ずしも現在の土地と対策費用にこだわらず、そこはもう少し柔軟に考えてもいいんじゃないかということと、それに当たっては広い土地で再開発ができるようなところと、狭くて再開発しようもないようなところと、そこら辺ちょっと分けて今後考えていく必要があるのかなと思っております。

(高橋座長)

どうも貴重な御指摘、ありがとうございました。

それでは石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

今、佐藤委員の方からブラウンフィールドの東京都の実態についてもちょっとお話しいただきましたけども、東京都においてもブラウンフィールドがどのような状態なのか調べておりますが、その状況を把握する上で法対象の調査猶予内容の分析が必要と思います。東京都では法対象の3

分の1は調査猶予です。今までの対象件数は約300で、そのうちの約100件は調査猶予の手続きがなされています。地方へ行くともっと先ほどの数字では相当の調査猶予が出ていますね。ですからその中にもうちょっときめ細かく内容を分析して、表面上は確かに工場そのまま使いますよと、住居用に使いますよと言っていますけども、本音の部分、いまひとつ歩踏み込んだ分析ができれば、大都市や地方都市の状況がもう少し見えてくるのかなと考えております。その上で議論を進めたほうが良いと思います。

次に対策についてですが、東京の事例で申しますと、掘削除去がほとんどです。東京都の条例では有害物質を取り扱う事業者が廃止する場合と、もう一つは3000平方メートル以上の土地の改変の場合が対象になりますが、どちらの対策も掘削除去が9割以上を占めております。その背景には、例えば、有害物質を取り扱うクリーニングやメッキなどの事業者は商売をやめるに際して資産である土地を全部処分する、その土地を購入する不動産や開発業者は一定の付加価値をつけて更に売却するケースが大半であります。こうした転売の土地では、汚染が残っているはなかなか売れないという事情も大きいと思います。

また、土地の改変のケースではマンション業者も多いですが、その一つの事例として紹介します。法の指定区域の案件で、マンション業者に指定区域のまま建設し売却も出来る旨を伝えたが、結局、掘削除去して指定区域をはずす方向になりました。やはり最後は転売ですから、瑕疵物件を売るようなイメージを避けた形になります。対策には、掘削除去以外のいろいろな選択肢あると言っても、こうした商取引の流れや実態を踏まえないと現実的には難しいと考えます。特に掘削除去以外の対策を採りやすいのは、例えば、有害物質の取り扱い事業者が対象地を売却せずに自ら他の用途として活用あるいは開発する場合など所有者が変わらないケースに限定されると思います。

以上でございます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは最後、藤井委員、よろしく願いいたします。

(藤井委員)

アメリカの例も、その本文の方に詳細に書いておられますが、ブラウンフィールド法ができた背景を考えてみれば、スーパーファンド法によって不動産関連の取引が制限されてきたことへの反省ですね。むしろブラウンフィールド法の米国での趣旨というのは取引促進というのが主眼だと思います。浄化促進を否定しているわけではないのですが、趣旨として見ればスーパーファンド規制によって、開発できないところが各地できてしまったところを何とかしようかということですから、それに伴う政策措置も当然違ってきているわけです。ですから、ブラウンフィールドの議論は、基本的には土壌汚染対策法の延長線にあたるものでしょうけれども、アメリカの例を見ても、明らかに視点は取引促進であり、経済的取引を促進しよう、コミュニティ開発しようということです。ですから、掘削除去の議論もその場合は、もし掘削除去のコストが先ほどの取り組みのように3割かかるとすれば、じゃあ補助金を出して1割にしましょうというような議論になってくるのではないかなと思います。単純に土対法の延長の議論だけでなく、極論を言えば、アメリカのように別法をつくるというような視点も要るのではないかなと思います。

(高橋座長)

今の御指摘だと思いますので、大塚委員、じゃあ最後によろしく願いします。

(大塚委員)

今藤井委員が言われたことは、そのとおりなんですけれども、土対法との関係でも問題は恐らくあって、この5ページの下の方に出てくる、土地購入者への責任転嫁のおそれ等というふうに書いてありますけども、責任転嫁なのかどうかはまさにわからないところもありますが、これがもしブラウンフィールド問題を起こしているということだとすると、現在の土壤汚染対策法で土地所有者が基本的に措置命令の対象になるという構造を、アメリカのように善意の購入者については例外を設けるとか、あるいは将来の購入者については例外を設けるとかという議論は、かなり大がかりな議論ではありますが、どこかでした方がいいのではないかというふうには思います。その問題は、まさに土壤汚染対策法の問題ですので、どこかで御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

(高橋座長)

これからの検討課題の守備範囲等について、貴重な御意見をいただきましたし、いわゆる掘削除去が主流なことについてどう見るのかとか、原因についての評価とかですね、その辺についてもいろいろ御指摘いただいたと思います。ただ基本的には最初の認識交換ということですので、次の議題が残っておりますので、議論はここまでというふうにさせていただきます、第3の議題であります搬出汚染土の処理の実態についてに移らせていただきます。これにつきまして、事務局の方から御説明、お願いいたします。

(高澤土壤環境課課長補佐)

それでは続きまして、資料6でございますが、搬出汚染土の処理の実態について、説明させていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、土壤汚染対策法において場外に搬出される汚染土の規制がどうなっているのかということを中心に簡単に御説明した資料になっております。こちらの方、土壤汚染対策法で指定区域となっておりますところにつきましては、場外に搬出する汚染土を最終処分場や認定浄化施設、これは都道府県、政令市の方で認定するような施設があるんですけれども、そういったところへ適切に搬入処分しなければならないような規制がかかっております。また、こういった適切に処分したことを、搬出汚染土管理票という伝票によって確認をすることが義務づけられているところでございます。一方、法の指定区域以外から搬出される土壌については直接の規制がないといった状況になっております。

続きまして、2ページ目に移らせていただきます。こちらの方は搬出汚染土処理の一般的な流れということで説明をいたしている資料でございます。上の方からまず土壌の調査・分析なりが行われることによりまして、汚染土であるかどうかの確認をします。続きまして、もし対策として掘削・除去ということになりますと、そういった汚染土が場外に搬出されまして、運搬なり保管なりされるようなルートに乗っていくと。途中、浄化・中間処理を経由する場合もございさかと思うんですけれども、最終的にセメントの原料利用や処分場などへの埋め立てといったところに流れていくといったのが主なルートだと考えております。

続きまして、搬出汚染土関係事業者へのアンケート調査結果というところでございます。こちらの方は平成18年度に実態調査を行った結果について御説明させていただきたいと思うんですけれども、こちらの方は特に汚染土に関与する機会の多い代表的な事業者として、ゼネコン36社を対象としたアンケート調査を実施しました。こちらの方は土壤環境センターの会員企業に協力をいただいたアンケートということなんですけれども、36社のうち25社から回答があったものの結果を次に説明させていただきます。実態調査の目的は、我が国における搬出汚染土の

量的なものでありますとか、流れのおおよその実態をつかむことを目的として行ったところでございます。

それでは、3ページ目でございますけれども、まず搬出された汚染土の量、量的な数字を推計なりも含めてまとめたものでございます。こちらの方、平成17年度の数字をアンケートで聞いたものでございますけれども、アンケートの搬出される場所ということで、大きく二つ区分してアンケートの中身では聞いております。そのと書いておりますところが、いわゆる工場敷地などから出てくる土壤汚染対策工事から出てくるような搬出汚染土というところの数字を聞きました。聞きましたところ、ゼネコンの25社の合計で、約306万トンという数字が書いておりますけれども、合計で306万トンという回答が返ってきました。そのアンケートのときに、その汚染土が法律あるいは条例に基づく対策で発生したものでありますかという話と、それ以外の自主的な対策で発生したものですかという割合をあわせて聞きましたので、その聞きました割合で掛け算して求めました数字が、その右に書いております177万トンと129万トンという数字になっております。

続きましての道路などの建設工事と書いてあるんですけれども、こちらの方は土壤汚染対策ということではないんですけれども、そういった道路工事などから発生した、まずはこちらの方で場外搬出した残土の量と書いてあるんですけれども、まずは残土全体の量について数字でアンケートで回答をいただきました。そうしたところ合計で約2,680万トンという数字が出てきて、その数字とあわせて、その搬出した残土の中に汚染土というものがどれぐらいの割合で確認されていますかというような話をあわせてアンケートで聞きましたので、その結果を集計しました結果、0.7%ぐらいの割合で確認されているという結果になりましたので、仮にこの0.7%という数字を、この残土の量に掛けたときに、汚染土として出てくるであろうという量を推計しましたところの数字が、この約19万トンという数字でございます。なので、この17年度アンケート調査でのゼネコンの25社の合計で出てきているであろうという推計の結果につきましては、汚染土の合計で約325万トンというような推計の数字で出たということでございます。

その下の、法または条例に基づく汚染土の処理量というところなんですけれども、こちらの方は先ほど説明しました法または条例に基づく対策により発生した量というところの行き先の割合をアンケートで聞きましたので、その割合を掛け算して算出した推計の数字になります。これによりますと、一番多いルートはセメント工場ということで、68.8%なんですけれども、これを掛け算してみますと122万トン、次に多いのが23%で、認定浄化施設41万トンといった行き先の配分の状況になっております。

次のページで、これを自主的な対策による汚染土について見たときなんですけれども、こちらについても傾向としては法・条例の状況とほぼ同様なんですけれども、一番多いのが約77%ということで、セメント工場というルートに行っているというような割合の回答でございました。以下、そこに書いてあるような数字の割合で、およそ配分されているという状況でございます。

今御説明した数字なりを、一応17年度ということで全体的な流れのイメージ図なんですけれども、それとしてまとめたものが4ページ目の下の図になっております。まず流れの図の中で、赤い色の濃い矢印の方で、赤い数字の入っている部分の流れを見ていただければと思うんですけれども、こちらの方は下の凡例のところに書かせていただいているんですけれども、今回のゼネコン25社のアンケート調査から推計された数値ということで、先ほど御説明いたしました、土壤汚染対策によって搬出される汚染土の流れを、およそアンケートに沿って流れ図として示したものでございます。今回のアンケート調査からは、土壤汚染対策工事からも搬出汚染土について、およそ300万トンというような数字で結果が出ておまして、内訳については自主的な対策129万トン、法または条例に基づくもの177万トンといったことで、その推計値、割合で配分

の数字で行き先についてアンケート、回答があった数字をまとめてみますと、回答結果からはセメント工場の方に一番流れているようなイメージになっているところを図としてまとめたものでございます。

さらに左上のところの数字で、今度は若干薄い色で矢印を書いてあるところについて御説明いたします。こちらの方、さらなる条件を仮定した推計的な試算と御理解いただければと思うんですけれども、左上に建設発生土の数字ということで、こちらの方は国土交通省さんの方で建設副産物の実態調査ということで、平成17年度にやっている数字を書かせていただいているんですけれども、こちらの方が3億5,100万トン、建設発生土が出ているということで、仮に今回アンケート集計値で、前のページで説明させていただいたんですけれども、建設工事から発生する残土の中で、汚染土の発生割合0.7%という数字を、仮にこういった建設発生土で全体で発生していると仮定した場合の推計値と御理解していただければと思うんですけれども、これを掛け算してみますと、およそ200万トンぐらいの搬出汚染土が出ているであろうというような試算値でございます。

これについて行き先の配分はどうなっているかというのは全く調査の中身に含まれていませんので、こういった状態になっているのかは全くわからないんですけれども、こういった受け入れ先に分配されているようなイメージの図としてまとめさせていただいたものです。今回のアンケート調査と、今申しました、建設工事などから発生するような汚染土の推計値の合計にしまして、およそ500万トンぐらいの搬出汚染土が動いているのではないかという推計の結果でございます。

ちなみに、500万トンという土のボリュームのイメージが、少しわかりにくいかなと思いついて、参考までになんですけれども、土の比重を1立米当たり1.8トンぐらいと計算しますと、500万トンは280万立米ぐらいになりまして、ちなみに東京ドームの容積が124万立米ということなので、およそ東京ドームの容積の二つ分を超えるようなぐらいの量のイメージとお考えになっていただければと思います。

続きまして、5ページ目でございます。ゼネコンのアンケートの中で、場外に搬出される残土について、汚染土であるかどうかの確認をしておりますかという話を聞いておりますので、その回答をご紹介します。25社の回答のうち、「必ず確認する」と回答があったのが7社、28%でございます。「確認しない」と答えたところはゼロでございます。「必要に応じて確認する」といったところが17社、68%と一番多い状況でございました。「必要に応じて」というところの具体的な内容は、下に書いてありますような回答が具体的にありまして、例えば発注者が要求するとか、搬出先が要求する場合、または土壤汚染のリスクがありそうな場合でありますとか、自治体によっては残土条例がある場合、また発生量が大規模になるような場合といった理由の御説明でございました。

5ページ目の下の残土条例についてでございますが、これは自治体なりの方の取り組み状況というところになると思いますけれども、土砂の堆積、あるいは埋め立て等による土壤汚染の防止を図ることを目的とする条例です。通称、残土条例というような呼び方で呼んでおるんですけれども、そういったものを制定している県は現在7県確認しております。例えば千葉県さんの条例の中身の主な内容について御説明させていただきますと、千葉県さんの方では3,000平米以上の埋め立て等の事業については、県の許可を受けなければならないという仕組みになっておりまして、また埋め立てに使用する土砂等については安全基準を設けまして、それに適合しないような土砂等は使用できないような仕組みを設けているということです。ちなみに、この安全基準は、土壤の環境基準に準じて定めておるという状況のようでございます。そのほか、土壤汚染対策法の政令市で見ますと、10市がこういった条例を持ってありますし、市区町村でいいますと145市町村がこういった条例を定めて取り組んでいるという状況でございます。

続きまして6ページ目のところで、想定される不適切な処理の例ということで、こちらの方の昨年度の調査の中で、アンケートとあわせて関係者、ゼネコンなり汚染土の処理業者でありますとか、あと自治体等のヒアリングを実施した中で得られた情報から取り出して書かせていただいているものでございます。想定される処理の例として1番目に書いておりますけれども、汚染土が汚染のない残土として取り扱われるようなケースが考えられるということでございます。この一つ目は汚染土の存在を認識しているにもかかわらず、意図的に通常の汚染のない残土として処理してしまうようなケースが考えられると。二つ目としては、逆に汚染土の存在が認識できない、意識しない状況で通常の汚染のない残土として非意図的に処理されてしまうケースが考えられるということでございます。

また、処理の例の二つ目のところでございますけれども、汚染土が途中でロンダリングされるようなケースが考えられると。この「ロンダリング」という言葉、ヒアリングの中で複数の方が使っていたような表現ということを知っておりまして、あえてそのままの言葉で残しておりますが、中身については下に書かれているようなものというふうに御理解いただければと思います。一つ目は建設汚泥の処理のルートへ回るケースということで、汚染土に含まれる有害物を除去できないような施設、例えば建設汚泥の中間処理の施設で脱水とか固化なりの処理を行う施設というのは、有害物を除去するような機能を持つ施設ではないんですけれども、そういった施設に搬入されて、汚染が浄化されないままの状態ですぐで再利用や埋め立て処分に回ってしまうようなケースが考えられると。

また二つ目といたしましては、処理先として次にセメント工場に行くようなことをほのめかして、ちょっと不透明な中間処理施設やストックヤードが存在するというところで、そういった場所に持ち込まれて汚染土が希釈されたり、希釈すらされずにその施設を通して横流しされるようなケースもあり得るといような話が考えられるところでございます。

こういった不適切な処理の結果として想定される被害のケースの例なんですけれども、例えば受け入れ側で残土置き場や残土の処分場で汚染土の混入が発生するようなケースでありますとか、開発行為に伴う盛土や、遊休農地などのかさ上げなどで土地造成の際にほかのところから汚染土が持ち込まれるケースなどが想定されるところでございます。

最後に、これまでに自治体の報告などから把握されました汚染土に関する事例を三つほど御紹介させていただきます。事例の一つ目なんですけれども、こちらの方は場所は東京都の日の出町、多摩地区にあります残土置き場の残土から環境基準を超えるような六価クロムが検出されたという事例でございます。こちらの写真の方を見ていただければと思うんですけれども、昨年9月の写真なんですけれども、その時点で1年以上ぐらい放置されていたという状況でありましたので、行政でいろいろ対策の要請なりはされていたようなんですが、放置されていたこともありまして、かなり草等も生えて、遠くから見ると小さい山のような感じで見えるようなものではございます。現在は汚染土の処理が開始されているというような状況と聞いております。

続きまして8ページ目でございますけれども、二つ目の事例は、水銀まじりの汚染土が不適切な処理をされていたような事例でございます。こちらの方は体温計の製造工場の敷地から搬出された汚染土ということなんですけれども、それが県の条例とは違うような計画の場所で不溶化の処理が行われていたものが見つかったというような事例でございます。写真を見ていただきましても、かなり土の状態も、体温計そのもののガラスの棒みたいなのがかなり多く含まれているような土の性状であったということでございます。

最後事例の三つ目でございますけれども、こちらの方は千葉県的一次堆積場所というようなところで、残土がこれも堆積しているような現場なんですけれども、もとは県外のマンションの建設現場から持ち込まれたような土砂らしいんですけれども、それを調べてみましたところ、環境基準を超える砒素が検出されたというような事例でございます。

以上、資料6の説明を終わります。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは今御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見等をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。大塚委員どうぞ。

(大塚委員)

大変きれいに説明していただいて、データの収集も大変だったと思ひますけども、敬意を表したいと思ひます。

1ページの下に書いてあるように、土壤汚染対策法との関係で搬出汚染土の問題というのがある、これは多分法改正をもしるとすれば最低限やっていただきたいところで、法律ができた直後から結構議論されていた点なんです。まず指定区域の法律の対象につきましては、こういう確認をしていただいているんですけども、ただ、これは土地所有者等以外の方が搬出をするという場合には、強制力がある義務づけはできないということなので、そこはぜひ強制力を持たせていただきたいということ、それから指定区域外については、確かに通知があるんですが、これも強制力がないので、これはもう一つワンランク上の問題にはなりませんけれども、何らかの対応をしていただくのがぜひとも必要ではないかと思ひております。

それ以外の残土の問題は、量が多いのでちょっと直ちに同じ扱いはできないとは思ひてはいますけれども、ただ全国に汚染をある程度はばらまいていく可能性というのは否定はできないので、0.7%ということですけども、そういう意味では調査をすることと、先ほどの千葉県の条例のようにあったように、埋め立てのときに何らかの義務をかけることが考えられます。

問題としては二つ大きく大別されることと、それから搬出汚染土についても、先ほど申しましたように、やや細かく二つ問題があるということを最初に申し上げておきたいと思ひます。

それからさきほどの藤井委員の議論との関係で1点だけ、ちょっと追加させていただきますけれども、確かにアメリカはブラウンフィールド新法というのをつくっているのですが、あれはスーパーファンド法の中に規定が入り込んでいますので、新法といっても結局スーパーファンド法の中で対処していますので、全く別の法律というわけではないということをお忘れしておりましたので、申し上げておきます。以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。ほかに御意見等ございましたら、頂戴したいと思ひます。嘉門委員、お願いいたします。

(嘉門委員)

建設発生土の汚染まじり土の処理をどうするかという、これは非常に大きな課題というか問題で、本当に0.7%ですむのかどうかもちっとよくわかりません。大規模に汚染土が出てくる危険性というか、可能性のあるところは、やはり自然汚染土の掘削・搬出問題でしょう。北海道や東北では、トンネル工事をすれば、掘削ずりはほとんどが結果的に環境基準を超えてしまうということになります。

ですから、ここの0.7%という値は、当該のゼネコン25社で、そういう自然汚染というか、自然由来の汚染土の分が入っているかどうかという、そこがちょっとまだよくわからない。これを含めて、建設発生土の有害性については、大塚委員もおっしゃったように、やはり埋め立てというか、受け入れるところできちんとチェックをするようなシステムを導入していかないとけないと思ひています。国土交通省の方では建設リサイクルの推進計画で、それについても評価し

ようというような議論もしておりますので、そういうところでもし押さえることができれば、自然由来の汚染を汚染土と言うと厳しいんですけども、搬出汚染土の処理についてはうまく機能するのかなと思う次第です。全体で約3億トンの発生土の内の汚染土をどう想定するかというのは、ちょっと0.7%では余りにもエクスポージャーし過ぎというところがありますから、ちょっとよくわからない要素がございます。しかしながら、受け入れるところで有害性の有無を押さえればそこで何とかなるだろうという、そこはやはり連携プレーが必要ではないかなと思う次第です。

(高橋座長)

0.7%に自然由来が入っているかどうかということもありましたが、その辺について何かございましたら。

(高澤土壤環境課課長補佐)

今回は特にアンケートの中で自然由来という言葉を使って聞いておりませんので、この回答についてはゼネコンさんの判断で書いていただいている数字と思っていただければと思います。

アンケートの中でもそこははっきり示しておりません数字ということで。

(高橋座長)

わかりました。そういうことだそうです。

じゃあ中杉委員、お願いします。

(中杉委員)

今、嘉門先生のご指摘で非常に重要な話で、これ運び出して別のところで行くと地下水汚染や土壌汚染を起こすわけですね。持っていった場所で。そういう意味ですと、環境アセスメントするとき、土壌汚染のことを考えると、そこは自然由来に汚染があるかどうかというのは確かめないと本当はいけないような話になってくるんですね。これは実際にはトンネルなんかの場合だと、トンネルの中にある状態では指定基準はクリアしているんだけど、掘り出してしまった途端に問題が起きるようなケースも出てきますので、そういう意味ではこのところ非常に重要な問題で、逆に言うと工事をする人が汚染原因者にならないためにどうするかという話、多分逆になるんだろうと思うんですけど、そこら辺のそういう視点でやるのが非常に重要だろうというふうに私も思っています。

(嘉門委員)

大規模な工事につきましては、既に必ず調査するというふうになっています。ただし、掘削して出てきた途端に汚染物になるかという、そうはならなくて、時間がかかって酸化され、雨で流されて、含まれている硫黄分が硫酸塩になることによって、酸性になり、有害物質が溶出することによって汚染土になるというプロセスを経ますので、その評価が実は非常に難しい。簡易評価法の統一的な検討を実施している最中で、急いで評価法を決める必要があります。けれども、やはり余り拙速はいかんという、そこがちょっと難しいところだというふうに御理解いただければと思います。

(高橋座長)

この環境省の検討会でどこまで視野に入れるかということもございしますが、その辺御指摘いただいたということで、事務局の方としても検討していただきたいと思っております。

ほかに、じゃあ中杉委員。

(中杉委員)

もう一つ。これ質問なんですけど、処理施設の話の中でセメントが非常に大きい。これ、今、土対法つくるときも、4番目としてセメント工場というのを入れるか入れないかでさんざん議論して、まあ入れなきゃしょうがないだろうということで入れたわけですけども、私の知る限りにおいては今のところセメント工場、土対法で認定されていないというふうに思うんですが、この辺が問題なんです。これそういう意味で行くと、セメント工場がマジョリティになっているけど、これは法の外で使われたものが全部そこに流れているわけで、法のもとでやったものは一切ここに流れていないはずなんです。どこが問題なんだろう。どうしてそうになっていないんだろうかというのは、ちょっと私も一時その話で途中まで話は聞いていたことがあるんですけども、結果として現在もなっていない。これはかなり大きな部分ですよ。この道が今土対法絡みで言うと、閉ざされてしまっている。それが一つのコストを上げるような要因になっていないだろうかということの懸念がありますので、これは実態としてそこら辺の問題どうなんだろうかということ、わかる範囲で教えていただければと。

(高橋座長)

では事務局、お願いします。

(坂川土壌環境課長)

今の中杉委員から御指摘のとおり、土壌汚染対策法の指定区域になった場合に、その土壌を持っていける先として認定浄化施設というのがあるんですが、現時点までセメント工場については認定されていないと、こういうことになっています。ですからここに上がってきているのは法律に基づくものではなくて、恐らく条例に基づくものがそうになっているんだろうなというふうに考えています。

実を言いますと、セメント工場としてどういう場合に認定できるのか、できないのかということの基準がまだちょっと示せていないという、そういう課題を私ども持っておりまして、そういう意味でまだ認定されていないんですが、そこは今もう個別に一つ一つちょっと検討せざるを得ないだろうということで、そういうことを今検討進めていると、各県によっては検討を進めておりますので、セメント工場でもきちんと処理すれば処理できると思っておりますから、そこはそういう方向で行きたいと思っています。

(中杉委員)

そういうつもりで土対法の中に入れていっているわけで、これは多分一番量が行っているということは、コストの関係でそこへ行っているであろうというふうに考えられるので、そこがうまく動き始めると、掘削除去はコストが高いよというところが幾らか違ってくるのかなというふうに思いますので。これはここで議論する話ではないかもしれませんが。

(坂川土壌環境課長)

確かにセメント工場は他の認定浄化施設などに比べると、比較的価格は安いというふうに聞いております。ですけども、セメント工場も受け入れ量をそれほど今後増やすことはできるかどうかというところがありまして、認定したとして大幅に増えるというところはなかなか期待できないんじゃないかなとも思っております。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。これも最初の認識の一致のための材料ということでございますので、引き続きお気づきの点がありましたら、また資料等について事務局の方に御指示いただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、三つの議題についてはこれまでぐらいにいたしまして、今後の進め方に移りたいと思っております。事務局より、今後の進め方について御説明をお願いします。よろしくをお願いします。

(坂川土壤環境課長)

それでは資料7をごらんいただきたいと思っております。今後の大まかなスケジュールということですが、まだ第1回目でございますので、今後の議論によってはこのスケジュールも当然変更があり得るというふうに考えておりますけれども、そうは言いましても大体的見通しが必要なのではないかということで、今回お示しをさせていただきたいと思っております。

事務局の考えといたしましては、第2回と第3回を現状把握のためのヒアリングということに当ててはどうだろうかというふうに考えておまして、例えば条例を持っている地方公共団体、また土壤汚染の調査対策を、また汚染土処理を実際に行っている業者の方、また不動産取引等の関係者の方、さらには産業界というような方々から、できるだけ幅広くまず現状がどうなっているのか、どういう課題を抱えているのかということのヒアリングを行ってはどうだろうかというふうに考えております。

また、本日いろいろ御指摘が、または御質問がありまして、事務局としてお答えしなければいけない宿題もありますので、そういったものもできるだけ御説明していきたいと思っております。その後、第4回に論点整理、また第5回に論点整理と解決方策の方向性の検討、またさらに12月、第6回に取りまとめと、こういうふうに書いておりますが、一番下に注意書きで書いてありますように、検討状況に応じて、必要な場合にはさらに会議を開催させていただきたいと、このように考えております。

以上が事務局の案でございます。

(高橋座長)

今事務局から今後の進め方について御説明をいただきました。これにつきまして御質問、御意見をいただきたいと思っております。さらに2回目、3回目につきましてヒアリングということをお提案いただきましたが、このような内容についてぜひ聞いたらどうかという御提案も含めまして、御意見いただければありがたいと思っております。いかがでしょうか。

(なし)

(高橋座長)

会議の中でいろいろ御指摘もいただきましたし、さらにお気づきの点がありましたら、事務局の方に御指示いただければというふうに思っております。

予定されました本日の議事につきましては、以上でございますが、その他会議の第1回目に当たりまして、何か先生方の方から御指摘いただけるような点がございましたらば、お願いしたいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

(高橋座長)

どうもありがとうございます。それでは最後に次回の日程につきまして、事務局の方より御説明をお願いいたします。

(坂川土壌環境課長)

今回は、できましたら7月中に開催させていただきたいと思っております。そこで、委員の先生方がなるべく出席可能な日を選びたいというふうに思っておりますので、後ほど日程調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、ヒアリングを次回はやるということなのですが、どういう方をお願いすればよろしいかということに関しまして、それぞれ各委員の方々と個別に御相談させていただくこともあると思っておりますので、その点につきましてどうかよろしくお願いいたします。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。それでは今回の議事録につきましては、事務局の方より調整の後、発言されました委員について御確認をお願いすることになると思っております。よろしくお願いいたします。

予定が4時半でございましたが、今もう既に2時間半たっております。本日は委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。